

令和5年度 首里中学校いじめ防止基本方針

1. いじめについての基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」をはぐくむことが重要になっている。本校は、「ふるさと首里を誇り、志高く未来の可能性に挑戦する生徒を育む」を目指し、生徒・保護者・地域にとって首里中生の自覚と誇り実現「知徳体調和のとれた成長」および「ふるさと首里を誇り未来社会を担う人材となる」を基本理念に掲げ、全職員の協働体制による学校教育活動を実践している。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2. 本校の基本方針

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規範意識を醸成し授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがづくり出していくものと期待される。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

3. 学校の実践

(1) 学校教育目標

ふるさと首里を誇り、志高く未来の可能性に挑戦する生徒を育む

(2) 首里中生の自覚と誇り実現

- ・知徳体調和のとれた成長
- ・ふるさと首里を誇り未来社会を担う人材となる

(3) めざす学校像

- ・安心安全で信頼され、通いたい、通わせたい学校
- ・生徒に学びの資質、能力が確実に身につく学校
- ・生徒の自己肯定感を高めることができる場がある学校
- ・生徒、保護者、地域、教職員が誇れる学校

(4) めざす生徒像

- ・夢、志を持ち、未来の可能性に挑戦し続ける首里中生徒なる。

(5) めざす教職員像

- ・仕事目標を共有し目標管理を実践する教職員
- ・幅広い視野と確かな指導力をもった教職員
- ・保護者や地域の願いを受け、共に歩む教職員
- ・人間性豊かで信頼される教職員

(6) 育む資質・能力

柱1 問題発見・解決能力(生きて働く知識技能の活用)

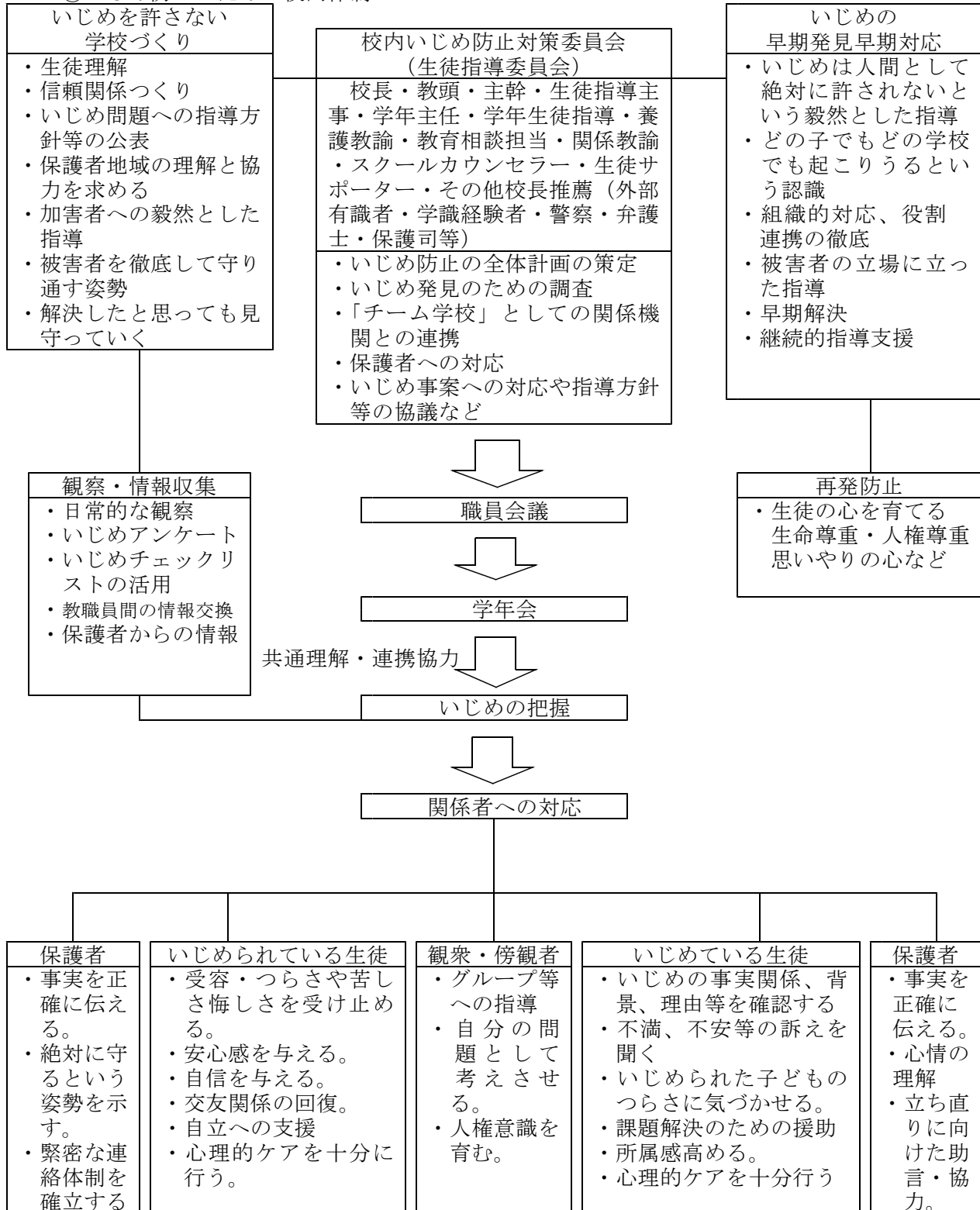
柱2 現代的な諸課題に対応する力(思考力・判断力・表現力 未知の状況に対応する力)

柱3 主体性、多様性、協働する力(学びに向かう力 人間性の涵養)

4. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

①いじめ防止のための校内体制



※いじめ把握後は、被害生徒を特に注意深く観察し、定期的に保護者に学校生活の様子を連絡する。
 ※いじめ認定後3ヶ月後に被害生徒・保護者と加害生徒・保護者にいじめが解消しているか最終確認を行う。

②チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用・教職員間の共通理解／情報連携）

※下記のチェックリストを活用し、対応する

【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- ☐ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- ☐ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減である。
- ☐ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ☐ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- ☐ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ☐ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- ☐ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返されたり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- ☐ その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- ☐ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- ☐ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- ☐ 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- ☐ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- ☐ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- ☐ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- ☐ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- ☐ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- ☐ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- ☐ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- ☐ 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子どもの名前が出てくる。
- ☐ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- ☐ 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- ☐ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト

☆いじめにつながるやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「A：よくあてはまる B：少しあてはまる C：あまりあてはまらない D：まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。
(A - B - C - D)
- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。
(A - B - C - D)
- 3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかったりする。
(A - B - C - D)
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。
(A - B - C - D)
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。
(A - B - C - D)
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。
(A - B - C - D)
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。
(A - B - C - D)
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいにしたい。
(A - B - C - D)
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。
(A - B - C - D)
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。
(A - B - C - D)

【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- ☐ 学校へ行きたがらない。
- ☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- ☐ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ☐ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- ☐ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- ☐ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- ☐ 先生や友だちを批判する。
- ☐ 親に隠し立てをすることが多くなる。
- ☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ☐ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- ☐ 外に出たがらない。
- ☐ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- ☐ 電話に敏感になる。
- ☐ 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- ☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 親の学校への出入りを嫌う。
- ☐ 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

【教職員間の共通理解・情報連携】教職員間のチェックリスト

- ☐ 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- ☐ 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- ☐ 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- ☐ 生徒支援委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- ☐ 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- ☐ 部活動顧問から情報の提供を受ける。

(2) 未然防止

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことが大切である。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。

④自己肯定感や自己有用感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう学校の教育活動全体及びボランティア活動を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく、生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

⑤生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は生徒を支える役割に徹するよう心がける。

(3) 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。

例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが大切である。

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師が豊かな感性で日頃から**児童生徒理解、観察**に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への**生活実態調査**や教師間の**情報交換、教育相談の充実**などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 個人面談・保護者面談・HPでの情報提供
- 3 日常的な観察
- 4 生活点検表（生活日記）
- 5 心理テスト 等

**迅速かつ
組織的に
対応**

いじめの判断について

本人や保護者からの
いじめの訴え、いじめ
の目撃、いじめの目撃
情報 等

いじめの認定は「校内いじめ対策委員会」が行う

詳細な調査の実施（関係
児童生徒からの聞き取り、
アンケート調査 等）

<いじめの判断>
「いじめである」ことの説明、
あるいは、「いじめとは言えない」ことの説明

(4) 早期対応

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(5) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

削除依頼の流れ

※拡散する前に、とにかく早急に関係機関と連携を図ること

【人権関係相談機関】（インターネット人権相談受付窓口）

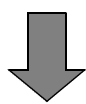
相 談 機 関	連 絡 先
那覇地方法務局 人権擁護課	098-854-1215
那覇地方法務局 沖縄支局	098-937-3278
那覇地方法務局 名護支局	0980-52-2729
那覇地方法務局 宮古支局	0980-72-2639
那覇地方法務局 石垣支局	0980-82-2004
全国共通ナビダイヤル「みんなの人権110番」	0570-003-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810
那覇地方法務局子どもの人権110番（子どもの人権に関する相談）	0120-007-110

※詳しくは、H27.3 月教育庁作成「ネット被害防止ガイドライン」P32～37を参照

動画・書き込み・写真等の発見

○インターネット上の削除依頼です。時間の経過とともに、拡散していきます。動画、書き込み、写真等の削除はとにかく早急に対応すること。

1. 書き込みの保存・記録



- ・発見日時、動画、写真等、書き込み発見経緯
- ・ウェブページアドレス（URL）の記録
- ・ウェブページ印刷、ファイルの保存。携帯電話、スマホのスクショ、印刷が困難な場合はデジタルカメラ等で記録

2. 削除依頼（掲示板管理者、ブログの作成者等）



- ・「掲示板管理者」等の連絡先を探して削除依頼
- ※掲示板管理者が削除しない、または、連絡先がわからない

3. 削除完了（サイト管理者、サービス提供者）



- ・「掲示板管理者」等の連絡先を探して削除依頼
- ※掲示板管理者が削除しない、または、連絡先がわからない

4. 削除依頼（プロバイダを探して削除依頼）



削除完了

削除完了

削除完了

・「プロバイダ」の連絡先を探して削除依頼

※削除依頼助言については、「那覇地方法務局人権擁護課」でも行っています。

(6) 指導計画

・年間指導計画と評価（P D C Aサイクル）

月	取り組み内容	評価
4	・入学式、PTA 懇談会等で「基本方針」の説明 ・職員研修の実施（「方針」の共通理解） ・教育相談	中 1 ギャップ 対策検討
5	・第 1 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・サイバー犯罪防止教室	アンケート 集計・対策検討
6	・学校生活アンケート実施 ・薬物乱用防止教室 ・教育相談旬間の実施	アンケート 集計・対策検討
7	・学校生活アンケート ・三者面談 ・学校評価アンケート ・少年犯罪防止教室	アンケート 集計・対策検討
8	・「いじめ未然防止・対策委員会」の夏休み前までの取り組みの振り返り	一学期前半 課題検討対策
9	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
1 0	・学校生活アンケート	二学期へ向け 対策検討
1 1	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
1 2	・学校生活アンケート ・三者面談 ・学校評価アンケート	保護者用学校アンケート結果検討
1	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
2	・学校生活アンケート	アンケート 集計・対策検討
3	・学校生活アンケート ・次年度への引き継ぎ	アンケート 集計・対策検討

(7) いじめ発生時の組織的対応マニュアル

①名称：「いじめ防止対策委員会」

②目的：基本方針策定、取組と対応

③事業内容：事実関係及び原因追及調査、対応

生徒支援委員会を活用＋スクールカウンセラー・民生委員・人権擁護委員・PTA 役員

その他校長推薦（外部有識者・学識経験者・関係機関（警察・寄り添い支援員【S S W】

弁護士・保護司）

5. 重大事態について

(1) 重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30 日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項

(2) 重大事態の発生と対応

①危機対応の 3 段階

ア) 事前対応 あらゆる危機の発生を事前に想定し、危機の発生を未然に防止するための予防的対策。

イ) 発生時対応 危機発生直後に危機の被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、危機以前の安全な状態を早期に回復するために講ずる緊急の対策。

ウ) 事後対応 危機が一応おさまった段階で、危機を安全に解決ないし克服するための中・長期的な対策を含め、2 次被害や危機の再発防止へ向けての対策、さらには危機の体験を通して得た教訓を生かした危機教育活動等。

②危機レベルの判断について

ア) 個人レベルの危機：教師や保護者及び専門家等による当該生徒及び教職員への個別的危機対応の支援を要する。

イ) 学校レベルの危機：学校の教職員、生徒、保護者を含めた全体の協力体制のもとでの危機対応を講ずる必要がある。

ウ) 地域社会レベルの危機：学校の救援専門機関や地域社会の人々との迅速な連携の基に支援を要請し対応する。

③危機対応の目的

- ア) 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- イ) 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- ウ) 学校・教職員と生徒・保護者・地域社会等の信頼関係の向上を図ること
- エ) 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

④学校危機対応のポイント

- ア) 迅速かつ的確な初動対応
- イ) 指揮系統の明確化
- ウ) 情報集約・情報管理の徹底
- エ) 情報の共有と役割分担の明確化
- オ) 保護者・関係機関等との密接な連携

⑤学校危機・トラブルの誘因や原因

- ア) 教職員による不適切な発言や文書
- イ) 担任や部活動顧問による問題の抱え込み
- ウ) 初動対応の遅れ
- エ) 特別指導のあり方
- オ) 保護者との話し合いや対応

⑥危機対応の基本的な流れ

- ア) 事件・事故対応のための基本的組織
 - 本部長：校長
 - 副本部長：教頭
 - 部員：関係職員
- イ) 危機対応の基本的な流れ
 - 1 危機発生時対応
 - 事故発生→校長・教頭に連絡→対策本部の設置
 - 【活動内容】
 - ※生徒の安全確認
 - ※関係機関への対応
 - ※事実の確認
 - ※事実の記録(時系列でまとめる)
 - ※当該保護者への対応
 - ※PTA役員への報告
 - ※対策の検討(教職員への報告と情報共有)迅速で適切な指示・判断と人員の配置等
 - 2 危機事後対応
 - 対策本部→全教職員→保護者・生徒
 - 【活動内容】
 - ※生徒宅への家庭訪問
 - 校長(教頭)、学年主任、学級担任などができるだけその日のうちに、誠実な対応を行う
 - ※児童生徒全体への対応(・不安感の解消に努める・心のケアを行う)
 - ※PTAへの対応(役員会・理事会・臨時総会開催等の判断)
 - ※地域への対応(必要に応じて、自治会長等への連絡)
 - 3 事後の継続的な対応
 - ※個別的な児童生徒への指導
 - ※日常の指導の再確認
 - ※再発の防止
 - ※当該保護者等の心のケア
- ウ) 事件・事故発生時の報道対応及び保護者対応
 - 1 報道対応及び保護者対応の目的
 - 2 事件・事故発生時の報道対応の基本姿勢
 - 3 保護者への対応について

⑦危機対応のチーム (クライシス・レスポンス・チーム) C R T

◎チーム編成について

※事故発生時にはキーパーソンがそろっているとは限らない

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・他

ア) 通常の校務分掌とは別に、その場に応じて編成する

イ) いろいろな事例を想定しながら、定期的に模擬訓練(シミュレーション)しておくことが大切である

ウ) 教職員は、複数の役割が担当できるように心得ておく

◆危機対応チーム役割

①代表

- ・チーム内のあらゆる会議を取り仕切る
- ・メンバーからの要望に対して必要な理論的サポートを行う
- ・教育委員会と連携を図る
- ・メディアに対する唯一の窓口になる

- ・教員、生徒、保護者に対する文書、報道発表、学校に情報提供や報告を求められた場合の準備をする
- ・教職員の健康チェック
- ②記録・調整
 - ・代表の補佐をする
 - ・学校内で起こっている情報を全て把握しておく
 - ・学校が活動している間の教職員間の連絡手順を作成する
 - ・いつ、何を決定したのか記録する
 - ・当該学年担当者と授業時間等の調整をとる
 - ・保護者(全体、P T A役員)への連絡と支援の要請をする
- ③現場指揮
 - ・生徒の動きを各機関と調整し、避難計画等を作成し、その総指揮をとる
 - ・これから起こりうる状況に対する予防策を練るとともに、現状の困難な状況の解決方法を確認する
 - ・警察などの外部機関との連携を図る
 - ・学年集団(教職員)をサポートする
- ④連絡調整
 - ・電話連絡網を揃え、すぐ使えるようにする
 - ・学年、学級の生徒達の安全確認と対応にあたる
 - ・保護者(個別)との連絡をする
 - ・教室で児童生徒の心のケアにあたる
- ⑤ケア
 - ・生徒の状況などを把握する
 - ・被害者の救急処置と心のケアにあたる
 - ・二次被害の発生を防ぐための助言をする
 - ・カウンセリングの必要な範囲と程度を把握する
 - ・救急の医療機関や精神保健センター、カウンセラー等の外部機関との連携を図る
- ⑥事務
 - ・教職員間の連絡と補助に徹する
 - ・臨機応変な対応をする

6. P T A及び関係機関等との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

緊急対応（自殺の企図）・重大事態対応フロー図

自殺のサインと対応

自殺の心理

- ☐ ひどい孤立感…「居場所がない」、「誰も自分のことを助けてくれない」。人は「孤独」には耐えられるが「孤立」には耐えられない 等。
- ☐ 無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」 等。
- ☐ 強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- ☐ 思い込み…自分が今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- ☐ 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

要因、背景の理解

自殺直前のサイン

SOSのサイン
に気づく

- ☐ 自殺のほのめかし、自殺計画の具体化。
- ☐ 自傷行為。
- ☐ 行動、性格、身なりの突然の変化。
- ☐ けがを繰り返す傾向。
- ☐ アルコールや薬物の乱用。
- ☐ 重要な人の最近の自殺。
- ☐ 最近の喪失体験。
- ☐ 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる 等）。
- ☐ 家出や放浪をする。
- ☐ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う。
- ☐ 物事に集中できなくなる。
- ☐ いつもなら楽々できるような課題が達成できない。
- ☐ 成績が急に落ちる。
- ☐ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる。
- ☐ 投げやりな態度が目立つ。
- ☐ 身だしなみを気にしなくなる。
- ☐ 不眠、食欲不振、体重減少などの様々な身体の不調を訴える。
- ☐ 自分より年下の子どもや動物を虐待する。
- ☐ 学校に通わなくなる。
- ☐ ひきこもりがちになる。
- ☐ 過度に危険な行為に及ぶ。

総合的に判断する
ことが重要

真剣に、精一杯関わる

対応の原則・留意点

- ☐ 児童生徒の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- ☐ 児童生徒の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- ☐ 安易に励ましたり、叱ったりしない。
- ☐ 言葉に出して心配していることを伝える。→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- ☐ 率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの？」
- ☐ 絶望的な気持ちを傾聴する。→そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする。
- ☐ 安全を確保する。→当該児童生徒一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- ☐ 一人で抱え込まない。→組織的に対応する。
- ☐ スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- ☐ 急に児童生徒との関係を切らない。→継続して関わられるような配慮。

児童生徒に必要な自殺予防の知識

- ☐ ひどく落ち込んだときには相談する。→相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- ☐ 友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- ☐ 自殺予防のための関係機関（相談機関や医療機関）について知っておく。

不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

<自殺が起きた後の一般的な反応>

- ・自分を責める…「あのときに一声かけていれば…」
- ・他人を責める…「〇〇君の態度が追い詰めた」
- ・集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる。・一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
- ・まるで何もなかったかのように振る舞う。
- ・反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、身体のだるさ 等。

心のケア

<配慮が必要な人>

- ・自殺した子どもと関係の深い人…親友、ガール（ボーイ）フレンド、同級生、部活動仲間 等。
- ・元々リスクのある人…これまで自殺未遂に及んだり、自殺をほのめかしたことがある子ども。
- ・現場を目撃した人…現場を目撃した人、遺体に直接対応した人。

スクールカウンセラー等との連携

対応の原則

二次被害の予防！

<校長を中心とした役割連携>

- 校長のリーダーシップ**…遺族への対応、保護者会、記者会見等→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。
- 情報の取扱い**…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。
→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない 等。
- 遺族への対応**…遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は、連携し対応する。
- 保護者への対応**…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等について伝える。
- マスコミへの対応**…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。
- 学校再開（発生後初めて登校する日）**…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、スクール カウンセラー等専門家と連携し対応する。

毎月のいじめ早期発見に係る学校生活アンケート（令和3年度の実際）

安心安全で楽しい学校生活を過ごすためのアンケート（ 月）

年 組 氏名

（無記名でもかまいません）

首里中学校では、「いじめを許さない学校づくり」を生徒、教職員全員で進めていきます。そのために、皆さんが安心して学校生活が過ごせるように毎月アンケートを実施します。特に、いじめについて、困っていることや知っていることがあれば勇気を出して、アンケートに書いてください。

首里中生の「自覚」と「誇り」、実現いじめを絶対に許さない学校

1 あなた自身について答えてください。

（1）いじめ、いじめかも、感じていませんか？ ①～⑧で該当するものがあれば○をつけてください。

- ①（ ） 冷やかしくやからかい、悪口や罵詈雑言、嫌なことを言われた。
- ②（ ） 仲間はずれ、集団による無視をされた。
- ③（ ） ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。（軽い場合も含む）
- ④（ ） お金を要求されたり、取られたりした。
- ⑤（ ） 自分の持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
- ⑥（ ） 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりした。
- ⑦（ ） SNSやLINEで、勝手に画像を送られたり、嫌なことを書かれたりした。
- ⑧（ ） 上のこと以外で、困っていることがある。

（2）あなたは、いつどのような被害を受けましたか。

●いつ ●どこで ●だれに ●何をされた

（3）いじめを許さない、安心・安全で楽しい学校を上げるためにはどうすればいいと思いますか。

2 あなた自身が首里中の生徒以外の人間関係で困っていることや悩み教えてください。

（※家族、親戚、学校や塾の先生、他校の生徒、クラブの指導者など、※これまでのことでも構いません。）

●いつ ●どこで ●だれに ●何をされた

3 まわりの人について教えてください。

（1）あなたは、まわりの人がいじめにあっているのを見たことがありますか。

②をチェックした人は情報を教えてください。

- ①（ ） 学級やその他の活動などで、上の①～⑧のような場面を見たり聞いたりしたことはない。
- ②（ ） 学級やその他の活動などで、上の①～⑧のような場面を見たり聞いたりしたことがある。

●いつ ●どの場面での活動で ●だれが ●だれに ●何をされた

例）先週、廊下ですれちがう時に、〇〇さんが〇〇さんに、相手を傷つけるひどい事を言っているを見た。

（2）まわりの人で何かに困っている・悩んでいる、心配だと思ふ人がいたら教えてください。